○財務省告示第二百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十六年四月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年五月十二日

財務大臣　谷垣　禎一

一　名称及び記号　利付国債券（二年）（第二百十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け

五　発行額　額面金額で百三十五億円

六　払込金額　百三十四億九千七百三十万円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成十六年四月二十日

十　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十八銭

十一　利率　年〇・一パーセント

十二　初期利子　平成十六年十月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　第二期以後の利子　毎年四月二十日及び十月二十日を支払期とし、各支払期においてその日以前六月間に属する利子を支払う。

十四　償還期限　平成十八年四月二十日

十五　償還金額　額面金額百円につき百円

十六　元利金支払場所　日本銀行

十七　払込期日　平成十六年四月二十日